

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	一般社団法人 村上市岩船郡医師会
主たる事務所の所在地	〒958-0862 村上市若葉町10番7号
代表者（職名・氏名）	会長 伊賀 芳朗
設立年月日	昭和29年4月7日
電話番号	0254-52-4666

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	村上市岩船郡医師会 訪問看護ステーションふる里	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒958-0862 村上市若葉町10番7号	
電話番号	0254-53-6188	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1561290014
管理者の氏名	板垣 かなえ	
通常の事業の実施地域	村上市、岩船郡	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	村上市岩船郡医師会は、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視して健康管理、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的にする。
運営の方針	村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションふる里は、目的達成のため訪問看護事業の実施にあたっては、人権尊重を第一として常に療養生活者に敬愛の念をもって接することをモットーに、地域との結びつきを重視し、他の保健医療、福祉サービス機関と密接な連携のもとに事業を推進する。

4. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、訪問看護・介護予防訪問看護です。

「訪問看護」とは、あなたのお宅に伺い、療養上のお世話や診療の補助などを行うサービスです。

【訪問看護の主な内容】

- ①病状の観察
- ②床ずれの予防やその手当て
- ③食事や排泄に関する援助、指導
- ④身体の清潔
- ⑤チューブ類の管理
- ⑥リハビリテーション（看護師が行う範囲で）
- ⑦リハビリテーション（理学療法士による）
- ⑧介護相談
- ⑨その他

【業務内容】

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの作成する「居宅サービス計画・介護予防ケアプラン」と、私たちの作成する「訪問看護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。
- (2) 訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (3) わたしたちは、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を必ず作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む） 年末年始(12/29～1/3)・お盆（8/13～8/15）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	看 護 師	理学療法士
勤務の形態・人数	常勤 3人	非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	
管理責任者の氏名	管 理 者 板垣 かなえ

8. 利用料 （令和6年6月改正）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割か2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問看護の利用料 【基本部分】

<看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
30分未満	4,700円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	8,210円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	11,250円	1,128円	2,256円	3,384円

<理学療法士が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
20分以上	2,930円	294円	588円	882円
40分以上	5,860円	588円	1,176円	1,764円

（２）介護予防訪問看護の利用料 【基本部分】

<看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
30分未満	4,500円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	7,920円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	10,870円	1,090円	2,180円	3,270円

<理学療法士が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
20分以上	2,830円	284円	568円	852円
40分以上	5,660円	568円	1,136円	1,704円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基

本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加 算 額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	研修等を実施しており、かつ看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の職員を30%以上配置していること等(1回につき)	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	研修等を実施しており、かつ看護師等の総数のうち勤続年数3年以上の職員を30%以上配置していること等(1回につき)	30円	3円	6円	9円
初回加算 (Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の看護を提供した場合	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算 (Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合	3,000円	300円	600円	900円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)				
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	2,500円	250円	500円	750円

	人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 ①NPUAP(The National Pressure Ulcer Advisory Panel)分類Ⅲ度又はⅣ度 ②DESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの） D 3, D 4 又はD 5 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態				
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的にすることとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合 (1月につき)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算 (Ⅰ)	算定日が属する月の前6月において、緊急時訪問看護加算算定割合者が50%以上、特別管理加算算定割合者が20%以上、前12月において、ターミナルケア加算算定者が5名以上であること等（1月につき）	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前6月において、緊急時訪問看護加算算定割合者が50%以上、特別管理加算算定割合者が20%以上、前12月において、ターミナルケア加算算定者が5名以上であること等（1月につき）	2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院（所）中の者に対して、看護師等が主治医等と連携し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を利用者またはその看護に当たっている者に対し文書により提供した場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4,020円	402円	804円	1,206円

長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア加算 (介護予防を除く)	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡前14日以内に当該利用者に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)(死亡月)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、現金払いで次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービス利用その度毎、利用負担金を現金でお支払いください
	サービスを利用した月末に、1ヶ月分の利用負担金を現金でお支払いください

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0254-53-6188
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	村上市介護高齢課	電話番号 0254-53-2111
	関川村健康福祉課	電話番号 0254-64-1441
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1 2. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備いたします。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施をいたします。
- (4) 利用者及びその家族、または職員からの通報を適切に処理する体制を整備いたします。
- (5) その他虐待防止のための必要な措置をいたします。

2 事業者は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）又は当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

虐待防止責任者・担当者 管理者 板垣 かなえ

1 3. 身体拘束に関する事項

1 身体的拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的を実施します。

14. ハラスメントの防止に関する事項

- 1 事業所は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。事業所では、身体的暴力・精神的暴力及びセクシャルハラスメントを総称してハラスメントとしています。
 - (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者のかた、利用者及びその家族が対象となります。
 - (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場や相談窓口の設置を行い、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談・環境改善・利用契約の解除等の措置を講じます。

15. 感染症対策に関する事項

- 1 事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
 - (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 事業継続に向けた取り組みに関する事項

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
 - (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 災害発生時の対応に関する事項

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、利用者の安全確認、避難誘導の促し、主治医や関係機関との連携など必要な支援に努めます。

ただし、その規模や被害状況により、通常の業務を行えない場合があります。また気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。また、災害の状況によっては、訪問先から訪問看護職員を避難させることがあります。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類に変更が生じた場合はお知らせください。
- (5) 当ステーションでは、看護学生等の実習を受け入れております。利用者様の安全やプライバシー、個人情報については十分に配慮して参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 村上市若葉町 10 番地 7
事業者(法人)名 一般社団法人 村上市岩船郡医師会
訪問看護ステーションふる里

代表者職・氏名 管理者 板垣 かなえ 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名 印

本人との続柄

立 会 人 住 所

氏 名 印